

資料と公共性 : 2021年度研究成果年次報告書

岡崎, 敦

九州大学大学院人文科学研究院 : 教授

池上, 大祐

琉球大学国際地域創造学部 : 准教授

今井, 宏昌

九州大学大学院人文科学研究院 : 専任講師

多川, 孝央

九州大学情報基盤研究開発センター : 准教授

他

<https://doi.org/10.15017/4772780>

出版情報 : 2020-03-07. 九州大学大学院人文科学研究院

バージョン :

権利関係 :

情報管理組織のミッションと専門職養成

岡崎 敦

情報・データをめぐる動きはますます加速化、多様化し、社会全体の変革を促している一方で、情報管理のあり方も変容し、従来の理解を越える課題が多々提起されている。このシンポジウムでは、資料・情報管理の最前線の諸課題を多面から再検討するとともに、それを担う専門職養成、キャリア形成の今後を展望する。以下、まず情報管理の現場でなにが生じているのかを簡単に眺めた後、シンポジウムの趣旨と課題について提示したい。

Society 5.0 for SDGs 時代における最大の課題の一つは、大規模デジタルデータ群、いわゆるビッグデータの管理問題であろう。ここでは、情報技術だけでなく、リスク管理、プライバシー・人権保護や、法令、データ管理・継承、さらには倫理、法、社会全般の動向など（ELSI）、多様な観点からの検討が必要である。

一方では、データのオープン化と、大規模データ群を用いたあらたなイノベーション創出は、官、民、学術問わず、世界的な課題とされており、データの保存や基盤整備だけでなく、データの流通手法の整備や、異なるデータのリンクなどによって、社会のさまざまな課題解決に貢献することが期待されている。オープンデータの動きは、実際、政治や組織運営、社会の透明性と信頼性、効率化、経済成長・イノベーション、雇用創出などにつながり、特に、公共部門のオープンデータ開放・利活用、官民データの共有、市民による利活用の促進は、民主主義の深化という射程を持っている。

他方で、組織や社会において、情報を監督、規律し、適切に提供、利活用するためのルールや態勢を整える情報ガバナンスの重要性はますます高まり、責任ある組織運営、社会秩序の維持基盤としての情報管理が求められている。すでに述べた情報共有社会の中でのリスク管理、人権保護問題だけではなく、情報技術の発展と社会秩序維持、特に人権保護等の関係についての公正な合意形成に関する、より深い議論のプラットフォーム構築が必要である。

以上のような状況を念頭において、このシンポジウムでは、以下の3つの論点を設定した。

第一は、情報化のあらたなステージにおける資料・情報資源管理の性格とはなにか、である。いま情報管理には、外部からもたらされた資料・情報資源をただ保存するだけでなく、情報資源の生成から流通、適切な利活用など、幅広いプロセス全体に関与しながら、情報の質を保証することが求められている。この際、必要なのは、情報技術のみならず、情報操作や取引などに関する倫理、法制度、政策などへの理解である。

大学等の研究機関における研究データ管理でいえば、関係の諸法令にもとづく事前の制度設計（ガイドラインやマニュアル策定）からはじまり、調査や実験のデータ管理、成果公表段階でのデータ表示の適性の保証、定められた期間の中長期的保存、さらには幅広い利活用を可能とする仕掛け等に至るすべての過程が問題となる。ここで必要とされる専門性とは、かつて当然視された（そもそも情報管理とは異なる領域の）専門能力（たとえば、コンテンツ研究者学芸員やサブジェクト・ライブラリアン）ではなく、「資料情報管理」それ自体に固有な専門性であろう。

第二は、社会的合意のもとでの適切な情報管理の諸条件とはなにか（公共的な情報管理）、である。ELSI（Ethical, Legal, Social Issues）でも主張されるように、課題は、単なる情報技術にとどまらない広い射程を持つ。情報技術の発展と社会との関係、自己目的展開を志向する専門性の性格や、それを利用する権力や営利行為と市民社会との関係等の諸問題については、まず、専門知と市民知との関係を論じてきた科学技術社会論(STS)の成果が参照されるべきであろう。最近では、オープンサイエンスの深化ともからまり、「誰でも専門家」論も活発に行われており、逆説的に「真の専門性」自体が問われているともいえる。

他方で、誰のための誰による資料・情報管理か、という情報管理の責任の所在問題も、本共同研究との関係では特に重要である。ここでは、税金による国家的（公行政）管理、市民自身による（民間）自主管理、あるいは多様な関係者の協同など、さまざまな選択肢が考慮に入れられるべき理由がある。また、社会運動や個人の記憶と記録の管理は誰の責任で担われるのか、というテーマは、たとえばアーカイブズ学領域では従来から周知の議論でもあった。

ところで、社会的分業と専門化が高度化した現代社会における「専門職」と「市民社会」との関係は、古典的には「倫理綱領」問題として議論されてきたように思える。病院に勤める医師は病院長の命令に何でも従うのか、組織のアーキビストは、雇用主のためなら資料を操作するのかなどの諸問題は、一見するよりはるかに複雑な問題をはらむように思える。他方で、情報管理の中立性については、「包丁で殺人が行われたからといって、包丁に責任があるわけではない」に類した主張もあるが、ここでは、情報管理自体の権力性問題、レッシングのアーキテクチャ論などが参照された上での議論が必要であろう。

最後の論点は、新しい情報管理の現場を担う専門職人材はどのように養成、キャリア形成されるべきか、という問題である。ここでは、さまざま異なる種類の論点が複雑に錯綜しており、議論の場の形成自体を阻んでいるともいえる。そもそも、専門職はどのような存在なのかについての認識自体、日本社会は、基本的にジョブ型雇用を前提とする欧米社会の理解とは異なる状況にある。欧米の専門職養成とキャリア形成においては、教育＝学位と専門職資格が結合していることが前提で、専門職は、特定の職務の専門家として処遇され、職場が流動することも稀ではない。教育においても、体系的理論教育が共有されたうえで（学界の最前線の動向への自己アップデートが可能な能力の育成）、学位のレベルが上がるほど「全体に関わる」視野と理論が要求された上で「管理職」として処遇され

る（上級レベルのレコードマネージャー・アーキビスト、専門司書は、特定の職場には少人数しかいない）。専門職団体が強力なことも重要な特徴であろう。日本でこの欧米タイプの専門職が機能しているのは、医師や法曹（司法試験合格者）だけのように思える。日本においては、逆に、狭い現場の経験にもとづく現場知のみが重視され、体系的理論教育が忌避されている。前近代的な職人の世界が専門職の理念型として考えられているのかもしれない（日本の大学教員に、教師としての教育専門能力が課されておらず、もっぱら業界団体向けの論文制作マシンの役割が要求されているのも、同じ理由からであろう）。

ところで、現在、あらゆる種類の情報やデータを、社会のなかで責任をもって管理・提供する専門家である情報管理専門職には、進化、流動化の速度が早い状況に対応するだけでなく、異なるアクターとの合意形成の場（公共性）で活躍することも求められている。このような状況において求められている資質とは、特定領域の技術的知（コンテンツ、情報技術、著作権等）への閉じこもりではなく、むしろ、所与の資料・情報資源にあらたな価値を付与する媒介者として、他者相互の間での情報資源の共有化を実現する、情報管理のあらゆる側面に関わる知識と知見への適応能力であろう。ある意味、総合プロデューサー、管理職こそが、新しい情報管理専門職像ともいえる。当然ながら、情報管理の領域は、それ自身固有のスキルや知識等を有しており、それら資質・能力に関する認識の共有が、特に日本においては議論の前提であろう。

最後に、オープンサイエンス、オープンデータ、民主主義の深化との関係では、「草の根の情報管理専門職」という発想も重要である。あらゆる場所、場面において、だれもが情報管理に参加することこそ、高度情報社会のあるべき姿であるなら、それを前提とした上で、あらためて情報管理の意義と専門職の社会的認知を推進せねばならない。そこでは、市民知としての情報管理と、専門知としての情報管理の関係の整理の必要性という、あらたな課題が提起されるであろう。